

建設工事の前金払及び中間前金払について

西都市では市が発注する建設工事において、平成20年11月10日以降に契約する請負工事について、前金払の請負工事金額の変更及び中間前金払を実施することになりました。

1. 前金払について

現在、請負代金額の300万円以上の工事について、工事請負契約締結後、請負代金額の10分4以内の額を支払う「前金払」を実施しておりますが、適用日以降から請負代金額の100万円以上の工事について「前金払」を支払うことができるようになります。

2. 中間前金払とは

「中間前金払」とは、一定の条件を満たしている場合に、既に支払った前払金に追加して、工事請負金額の10分2以内の額を支払うことができる制度です。

これにより、工事の完成前に合計で工事請負代金額の10分6以内の額を工事資金として活用できることとなります。

3. 中間前金払の対象

1件の請負代金額が100万円以上の工事が対象となります。

(建設工事に係る測量、設計、地質調査等の委託業務は中間前金払の対象になりません。)

4. 中間前金払の条件

中間前金払は、既に前金払を行っている場合で、次の要件をすべて満たしているときに適用になります。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分に1を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。

工事の進捗率が、契約金額の2分の1以上の額に相当していること。

(前金払と同様、保証事業会社の保証が必要です。)

5. 問い合わせ

前金払、中間前金払の詳細については財政課・契約管財課係(43 - 0377)及び工事請負担当課へ問い合わせ下さい。